

第 26 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 7 年 8 月 7 日 (木) 午前 10 時 30 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村役場 2 階 大会議室
3. 出席委員
- | | | |
|------------|------------|-------------|
| 1 番 友岡 康幸 | 2 番 松岡 日出男 | 3 番 桐原 忠継 |
| 5 番 福本 博文 | 6 番 加藤 清孝 | 7 番 小林 公子 |
| 9 番 榊 敏行 | 10 番 藤岡 恵雄 | 11 番 今村 建一 |
| 13 番 渡邊 和徳 | 14 番 渡邊 晃 | 15 番 豊田 るみ子 |
| 17 番 藤原 幸似 | 18 番 古庄 憲明 | 19 番 北野 暁之 |
- 8 番 長崎 愛
12 番 古澤 弥生
16 番 池田 春香
- 欠席委員 4 番 小出 満文
4. 議事日程
- | | |
|---------|--------------------------------|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 議案第 4 号 | 農用地利用集積等推進計画の公告について(一括契約) |
| 議案第 5 号 | 農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約) |
| 議案第 6 号 | 非農地判断 |
5. 事務局職員
- | | |
|----|-------|
| 局長 | 今村 洋一 |
| 主幹 | 田上 一也 |
| 主査 | 梅田 和宏 |

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局	<p>おはようございます。久木野地区、長陽地区の皆様、現地確認お世話になりました。定刻になりましたので、第 26 回 南阿蘇村 農業委員会総会を開催いたします。発言の際は、着座にてマイクを使用して説明していただきますよう、よろしくお願い致します。</p> <p>農業委員総数 19 名、出席委員 18 名、欠席 1 名 南阿蘇村 農業委員会 会議規則第 7 条により本総会の成立を報告致します。</p> <p>それでは、議事に進めさせていただきます。本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、会長が議長となります。以降、進行を会長にお願い致します。</p>
職務代理者	<p>皆さんおはようございます。本日は雨で足元の悪い中、現地確認お疲れ様でした。昨日までは暑い日が続き、やっと雨らしい雨が降ってきたなと思っております。しばらくはこういった日が続く予報となっておりますが、天気が良くなったらまた熱中症等にくれぐれも気を付けて万全に体調管理をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは議事に進みたいと思います。</p>
議長	<p>ただいまから第 25 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 16 番の池田委員、17 番の藤原委員を指名します。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について 番号1：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となります。</p> <p>番号2：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 所有権移転 の売買となります。</p>
<p>議長</p>	<p>朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。</p>
<p>5番</p>	<p>議案第1号 番号1番について、5譲渡人と譲受人は知人です。譲渡人は村外在住でご高齢であることから農地の管理が難しくなっており、今回譲受人へ所有権移転売買の契約が結ばれます。</p> <p>譲受人は昨年米づくりに関する研修を受け、実家の父とともに農業を営んでおられ、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議ください。</p> <p>また、農業経営や農地管理も現在に至るまで特に問題は見当たりませんので、ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>16番</p>	<p>議案第1号 番号2番について、16番の 池田 が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人と譲受人は、この度の申請農地の隣同士で耕作されている間柄で、この農地は、震災前までは農地として有効に使用されておりましたが、互いの農地間にありました石垣が崩壊したこともあり、そのまま手付かずで現在に至っております。影響としましては、農地全体が葛で覆われている状態で、荒廃地状態になっております。この現状に譲受人は日頃より心を痛めており、譲渡人に今後の農地管理計画を尋ねたところ、高齢になり、農地を復活させるのは難しいということで、今回譲受人へ所有権移転売買の契約が結ばれることとなりました。</p> <p>譲受人は、兼業農家として農業を営まれており、家族皆さんが申請農地の復元に意欲をお持ちで、村としても荒廃農地が解消されることに繋がるため、何ら問題は無いと思われまます。</p> <p>補足として、一言申し添えたいと思います。申請農地は第二次世界大戦後の農地解放のおり、譲受人の関係者から譲渡人の関係者に所有権移転売買が行われたもので、申請農地に対する譲受人の農地としてもう一度生き返らせたいという強い思いがございます。</p> <p>どうかご審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p>

	<p>番号 2：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は個人住宅・進入路となります。</p> <p>番号 3：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は駐車場となります。</p> <p>番号 4：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的はドッグランとなります。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
12 番	<p>議案第 3 号 番号 1、2 について、12 番の 古澤 が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人は村外在住であり両親が村内に在住しており介護が必要な為、親の宅地に隣接する申請地を選定されています。申請地へ個人住宅を建てられ自己所有の居宅を新築する計画を考えておられます。</p> <p>この度譲渡人と、転用所有権移転有償ということで契約がまとまり、申請が上がっております。</p> <p>集落の中に住宅建設ということであり、また、排水同意・周辺同意も得ており、何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。</p> <p>住宅など近隣に迷惑をかけるような支障も特に見当たらず、今回の申請による農業生産性が下がる見込みは無く、地域振興に繋がり、特に問題はないと思われまます。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>続いて、番号 2 番について説明します。</p> <p>譲受人は村外で福祉業を営まれており、今回事務所兼個人住宅を新築したい計画があり、景観もよく集落地内である申請地を見つけ、譲渡人との交渉の結果、転用所有権移転有償ということで契約がまとまり申請が上がっております。</p> <p>集落の中に住宅建設ということであり、また、排水同意・周辺同意も得ており、何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。</p> <p>住宅など近隣に迷惑をかけるような支障も特に見当たらず、今回の申請による農業生産性が下がる見込みは無く、地域振興に繋がり、特に問題はないと思われまます。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
15 番	<p>議案第 3 号 番号 3 について、15 番の 豊田 が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人は不登校や発達障害を持つ子供とその親御さんに対する支援業を営まれており、申請地に隣接する事務所で支援業の一環として、ワークショップ等を実施する際、最大 10 家族の参加を見込み駐車場の確保をする必要があります。また宅地側の広場では来訪者の活動スペースとしての利用や子供たちの安全を確保するため、活動スペースと駐車場を分ける必要があります。今回、転用所有権移転有償ということで契約がまとまり申請が上がっております。</p> <p>集落の中に住宅建設ということであり、また、周辺同意も得ており、何ら問題無</p>

	<p>いと思われまますのでご審議ください。</p> <p>住宅など近隣に迷惑をかけるような支障も特に見当たらず、今回の申請による農業生産性が下がる見込みは無く、地域振興に繋がり、特に問題はないと思われまます。ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
18 番	<p>議案第 3 号 番号 4 について、 18 番の 古庄 が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人は村内在住で、自宅に隣接する農地でドッグランを開設したい計画があり、譲渡人との交渉の結果、転用所有権移転有償ということで契約がまとまり申請が上がっております。</p> <p>集落の中に開設ということであり、また、周辺同意も得ており、何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。</p> <p>住宅など近隣に迷惑をかけるような支障も特に見当たらず、今回の申請による農業生産性が下がる見込みは無く、地域振興に繋がり、特に問題はないと思われまます。ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>無いようですので、議案第 3 号農地法 5 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 3 号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして議案第 4 号農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について審議します。番号 1 から 6 番の新規案件について、審議します。事務局に議案の朗読・説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について 番号 1 から番号 6 について 事務局が朗読・説明を行います。</p> <p>こちらは農地中間管理機構を通した賃借で令和 7 年 10 月からとなります。</p> <p>番号 1 から、朗読・説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地 [REDACTED]</p> <p>[REDACTED] 使用貸借権設定 10 年です。</p> <p>農地所有者は亡くなって、譲渡人は、相続人で、所有者の子となります。譲渡人は、兼業農地であり、農地管理を頼める方を探しておられました。譲受人は近隣で耕作しており、今回の話が纏まりました。</p> <p>続いて、番号 2：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地 [REDACTED]</p> <p>[REDACTED] 使用貸借権設定 5 年です。</p>

農地所有者は、2名おり、両名とも亡くなっております。譲渡人は相続人ですが、高齢で農地管理が難しいことから、農地の近隣で耕作している譲受人と話が纏まりました。

続いて、番号3：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地

賃借権設定5年です。

譲受人は、認定新規就農者です。今回農地を借り、アスパラ農家として就農されます。譲渡人は高齢でもあり、管理面積を減らしたいと考えておられ、今回の話が纏まりました。

この案件移行は、基盤法の期限切れによる機構法への変更案件です。条件等に変更もなく、実質的には再設定案件ですので、朗読のみを行います。

番号4：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地

賃借権設定5年です。

続いて、番号5：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地

使用賃借権設定5年

です。

続いて、番号6：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地

賃借権設定10年です。

以上、6件です。どちらの案件も特に問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。朗読・説明が終わりましたので審議をお願いします。

(異議なし)

議案第2号農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について番号1から番号6について、異議がない方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決致します。

続きまして、議案第5号、「農地利用集積等促進計画の公告(機構・受け手間契約)」について審議します。事務局に議案の説明をお願いします。

事務局

議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)について 番号1から事務局が朗読・説明を行います。

こちらは、特例売買と受け手の変更に2点となっております。

まず、特例売買についてです。

番号1：所在地

です。

こちらは、機構を通じた農地の売買で、農地の所有者から農業公社が農地を買い入れ、農業公社が受け手に売り渡しを行います。農地の買い入れは3月の総会で諮っており、今回は売り渡しについてご審議いただきます。

受け手は、認定新規就農者で、今回規模拡大に向けて農地を購入されます。なんら問題は無いと思われしますので、ご審議よろしくをお願いします。

続きまして、受け手の変更についてです。

番号1：所在地

です。

こちらは、備考欄に記載しておりますが、受け手死亡による再配分です。受け手が亡くなったため、相続人が譲受人となります。受け手死亡後も譲受人が耕作しており、条件等も変更ありませんので、事実上の再設定案件となっております。

2件とも何ら問題は無いと思われします。審議の程、よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので、審議をお願いします。

(異議なし)

議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告(機構・受け手間契約)について、番号1について、異議がない方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決致します。

続きまして、議案第6号、「農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化」について、審議いたします。

事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

朗読いたします。議案第6号 農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について

番号1：所有者は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 農振区分は農振白地となっております。現況確認日は令和7年7月28日です。

続けて事務局より説明申し上げます。議案書の後ろに所在地地図、現況写真をつけておりますのでご覧ください。それでは説明します。この申請地はにある農地です。周辺の農地は過去に植林による転用がなされ、山林となっております。写真でもお分かりのとおり雑木等が繁茂し、すでに農地の様子はないことから、農業委員会事務局としては、「今後農地としての復元が見込めまい農地」であるため、非農地判断をし、上程した次第であります。

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和7年9月9日

農業委員会会長

議事録署名委員

16番

議事録署名委員

17番
